

日行連発第56号
平成30年4月23日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
総務部
部長 山田 美之

行政書士実態調査へのご協力について（依頼）

近年、行政書士の業務範囲は拡大し、業務の複雑化及び専門化が進んでいます。そのような状況の下、行政書士の果たすべき役割を鮮明にし、さらなる行政書士制度の確立に資するため、下記のとおり5年に1度の「行政書士実態調査」を実施いたします。

本調査では、有益な調査結果を得るため、月刊日本行政5月号の誌面に調査依頼を掲載し、調査票を同封して送付するとともに、本会ホームページの会員サイトへも掲載し、回答率向上のため全会員に協力要請を行う予定です。

貴職におかれましても、ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本調査にご協力いただくとともに、貴会所属会員に周知いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 実施方法

(1) 対象：全会員

(2) 回答方法：各会員には「インターネット回答」又は「FAX回答」より、どちらか一方をお選びいただき、ご回答いただきます。（※詳細は別紙参照）

※ご回答は1会員につき1回までとさせていただきます。

2. 回答締切日 平成30年6月11日（月）

3. その他

(1) 調査対象会員は平成30年6月1日までの行政書士名簿登録者とします。

(2) 集計結果は「月刊日本行政」及び本会ホームページに掲載します。

（平成30年10月頃を予定）

以上

<別紙>

行政書士実態調査について（依頼）

平成30年4月

行政書士会員各位

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
総務部
部長 山田 美之

行政書士実態調査について（依頼）

近年の規制改革や急速なICT化等により、社会環境が日々変化する中で、行政書士業務の複雑化、専門化が進んでおります。また、ADR、成年後見、法教育等への取り組みなどにおきましても、行政書士の果たすべき社会的役割が一層期待されているところです。

日行連では、そのような変化の中、その時々における行政書士の果たすべき役割を鮮明にし、さらなる行政書士制度の確立に向けて、今後の政策の決定、実行に生かすことのできる有益な情報を得るため、5年に1度の「行政書士実態調査」を実施いたします。

また、本年度につきましては、政府よりFATF第4次審査の対応が求められていることから、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する項目もあげております。

皆様にはご多忙の折、大変恐縮ではございますが、本趣旨をご理解いただき、制度発展のためインターネットまたはFAXにてご回答のご協力をいただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 実施方法

(1) 対象者：全会員

(2) 回答方法：以下の方法より、1つお選びいただき、回答願います。

<回答方法①：インターネット回答>

本会ホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) より会員サイト「連CON」にログインし、「行政書士実態調査」回答ページにアクセスの上、ご回答願います。

※平成30年5月1日（火）より、「行政書士実態調査」のお知らせのページを本会ホームページに掲載します。

※会員サイト「連CON」へのログインID・PWがご不明な場合は、別添参考資料（回答方法①インターネット回答）をご確認いただき、メールにてご連絡願います。

<回答方法②：FAX回答>

日本行政5月号に同封の「行政書士実態調査票（平成30年4月）」に回答をご記入の上、FAXにてご送付願います。<FAX返信先：03-3400-9900>

※ご回答は1会員につき1回までとさせていただきます。

2 回答締切日 平成30年6月11日（月）

3 その他

- (1) 調査対象会員は平成30年6月1日までの行政書士名簿登載者とします。
- (2) 集計結果は「月刊日本行政」及び本会ホームページに掲載します。
(平成30年10月頃を予定)
- (3) 「犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する調査」においては、個人情報をご提供いただく場合がありますが、ご提供いただいた情報の使用は、追加調査のご協力のお願に関する事項以外、使用いたしません。
- (4) 不明点等がございましたら、下記までご連絡ください。
【お問い合わせ先】日本行政書士会連合会事務局 総務課総務係

<参考資料>

行政書士実態調査 回答方法①（インターネット回答）

行政書士実態調査 回答方法①（インターネット回答）

①日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）へアクセスしてください。



日行連ホームページのトップ画面の「会員ログイン」をクリック。

②会員サイト「連 con」にログインしてください。



ID・PWを入力し、ログインをクリック。
～ID・PWがご不明な場合～
メール本文に「登録番号・会員氏名」、件名に「会員サイトへのログインID・PWについて」と明記の上、下記アドレス宛に送信願います。
<kouhou@gyosei.or.jp>
※PWをお忘れの場合は、ログインページの「パスワードを忘れた方」から自動的に再発行可能です。

③「行政書士実態調査」にアクセスしてください。



「行政書士実態調査」をクリックし、記載のURLにアクセス。

回答締切日：平成30年6月11日（月）